

答 申 第 6 5 号
令和 4 年 9 月 1 6 日

川西市長 越 田 謙 治 郎 様

川西市個人情報保護審議会
会長 丸 山 敦 裕

個人情報の取扱いに関する意見について(答申)

令和4年8月31日付諮問第65号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

川西市個人情報保護条例第10条第1項第4号及び同条第2項の規定に基づき、審議会の意見を聴くことについての諮問

[内容]

子育て応援ギフトカード支援事業における個人情報の目的外利用について

[別紙]

目的外利用について

番号	事務の内容	目的外利用の目的	利用する 個人情報の内容	利用先	本人通知 の有無	所管課	審議会の 意見
81	子育て応援ギフト カード支援事業	<p>今年度の原油価格・物価高騰への対策として、子育て世帯等へギフトカードを支給する事務を予定しています。 当該事務の実施にあたって、対象となる市民への確実な通知及び円滑な事務の遂行のため以下の対応を行います。</p> <p>基準日：令和4年9月1日現在川西市に住民登録がある児童 0～5歳（平成28年4月2日から令和4年9月1日生まれ）の児童へギフトカードを支給 市立小・中学校以外の小・中学校に在籍等する児童へギフトカードを支給</p> <p>この実施にあたり、対象者を特定する必要がありますが、本事務は法令の規定に基づく事務にはあたらないことから、対象者を特定するために必要な個人情報を目的外利用しようとするものです。</p>	<p>氏名、住所、生年月日、続柄、世帯主</p> <p>市立小・中学校以外の小・中学校への通学記録</p>	<p>こども未来部 こども支援課</p>	<p>通知しない</p> <p>（理由） 対象者が多数であり、個別に通知することが現実的でないため。</p>	<p>市民環境部 市民課</p> <p>教育推進部 就学・給食課</p>	<p>適当なものと認める。</p>